手話言語法ニュース

2020年2月26日　NO.65

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟　〒162-0801　新宿区山吹町１３０ SKビル８Ｆ
TEL： 03-3268-8847／FAX： 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長　石野富志三郎　事務局長　久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉　豊・田門　浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

『手話言語法の制定へ！手話言語でGo3！』を発行

連盟手話言語法制定推進運動本部では、手話言語法の制定を推進するために新しいパンフレットを発行しました。各地域で条例制定に向けての活動にもご活用ください。

ＰＤＦダウンロードは
下記ＵＲＬかＱＲコードからどうぞ。
http://bit.ly/2SVotl7

新しいパンフについて、読んで感じたことや疑問点等など、お気づきのことがありましたら、ご遠慮なく運動本部へお知らせください。

条例成立情報

2019年10月から12月にかけて、１４自治体で続々と条例が制定され、全国で 301 自治体となりました。

また、情報・コミュニケーション条例が成立した自治体も50自治体となりました。

今年こそ手話言語法、情報・コミュニケーション法の制定を目指して、ともに頑張りましょう！

287番目　東京都港区（みなとく）

2019年10月11日、東京都港区議会で「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が可決されました。

2019年12月1日施行です。

港区議会場にて記念撮影

288番目　静岡県伊豆市（いずし）

2019年12月5日、静岡県伊豆市議会で「伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例」が可決されました。2019年12月9日施行です。

伊豆市の菊地豊市長（前列中央）と共に

289番目　群馬県吉岡町（よしおかまち）

2019年12月9日、群馬県吉岡町議会で「吉岡町手話言語条例」が可決されました。2019年12月9日施行です。

吉岡町の柴崎徳一郎町長（前列中央）と共に

290番目　埼玉県吉川市（よしかわし）

2019年12月10日、埼玉県吉川市で「吉川市手話言語条例」が可決されました。2020年4月1日施行です。

吉川市の中原恵人市長（前列中央）と共に

291番目　広島県熊野町（くまのちょう）

2019年12月11日、広島県熊野町で「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」が可決されました。2019年12月12日施行です。

熊野町の三村裕史町長（前列中央）と共に

292番目　北海道根室市（ねむろし）

2019年12月13日、北海道根室市で「根室市思いをつたえる手話言語条例」が可決されました。2020年4月1日施行です。

根室市議会場で記念撮影

293番目　青森県十和田市（とわだし）

2019年12月13日、青森県十和田市で「十和田市手話言語条例」が可決されました。2020年1月1日施行です。

十和田市議会場で記念撮影

294番目　埼玉県美里町（みさとまち）

2019年12月13日、埼玉県美里町で「美里町手話言語条例」が可決されました。2020年4月1日施行です。

美里町の原田信次町長（前列中央）と共に

295番目　愛知県蒲郡市（がまごおりし）

2019年12月16日、愛知県蒲郡市で「蒲郡市手話言語条例」が可決されました。2020年1月1日施行です。

蒲郡市議会場で記念撮影

296番目　福島県二本松市（にほんまつし）

2019年12月18日、福島県二本松市で「二本松市手話言語条例」が可決されました。2020年4月1日施行です。

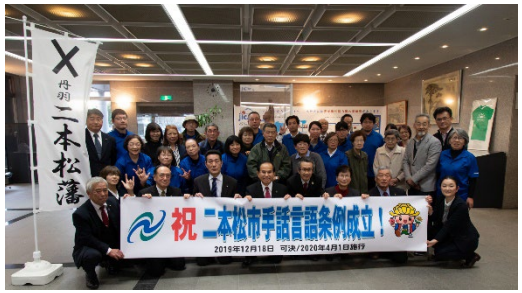

二本松市の三保恵一市長（前列中央）と共に

297番目　福島県白河市（しらかわし）

2019年12月19日、福島県白河市で「白河市手話言語条例」が可決されました。2019年12月25日施行です。

白河市の鈴木和夫市長（前列中央）と共に

298番目　愛知県西尾市（にしおし）

2019年12月19日、愛知県西尾市で「西尾市手話言語条例」が可決されました。2019年12月24日施行です。

西尾市議会場で記念撮影

299番目　千葉県松戸市（まつどし）

2019年12月20日、千葉県松戸市で「松戸市手話言語条例」が可決されました。2019年12月25日施行です。

松戸市の本郷谷健次市長（前列中央）と共に

300番目　佐賀県唐津市（からつし）

2019年12月23日、佐賀県唐津市で「唐津市手話言語の普及及び聴覚障害児・者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が可決されました。同日施行です。

唐津市議会場で記念撮影

301番目　青森県青森市（あおもりし）

2019年12月24日、青森県青森市で「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」が可決されました。2020年4月1日施行です。

青森市議会場で記念撮影

手話市区長会役員会で普及拡大を協議

2020年1月22日（水）に全国手話言語市区長会・役員会、意見交換会が都内にて開かれ、18自治体の市長の皆様（代理出席を含む）が出席しました。会長の星野光弘富士見市長より、「各自治体で条例を広め、本来の目的である法制定に向けて協力していきたい」との挨拶のあと、役員会議事と意見交換会が行われました。

手話で新年の挨拶をする
富士見市の星野光弘市長

また国際ろう者スポーツ委員会（ＩＣＳＤ）のチェン会長とレブロフ事務総長が来日し、2025年のデフリンピック日本招致に向けて協力要請のご挨拶をいただきました。

●連盟HP　「全国手話市区長会　役員会を開催」
https://www.jfd.or.jp/2020/02/14/pid20232

手話言語条例を考える行政担当者学習会を開催

●連盟HP　「2019年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会開催　https://www.jfd.or.jp/2020/02/14/pid20236

2020年1月29日（水）AP虎ノ門にて、「2019年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会」を開催し、主催者を含む118名の参加がありました。

この学習会は手話言語条例の内容や意義、施策作り等について研修と情報交換を行い、より効果的な条例の制定・運用の促進を目的としています。今回は85の自治体からの参加があり、手話言語条例制定への関心の高さがうかがえました。日本手話通訳士協会理事である川根紀夫氏が司会を務め、連盟理事長の石野から挨拶がありました。

■講演①「全国に広がる手話言語条例～手話言語の時代へ」のテーマで連盟理事の石橋から講演を行いました。

国連の障害者権利条約の批准から国内法の整備に至った経緯や、障害者総合支援法で手話通訳関連事業が定められているものの、きこえない人の手話言語の獲得や学ぶための施策が含まれていないため、手話言語法の制定が必要であること、手話言語条例は共生社会の構築を目指すものであるが、条例が制定されたあと、皆で一緒に作り上げていくことが大切であり、行政の担当者も様々な意見を取り入れて一緒に検討を進めていただきたいとの話しでした。

連盟理事　石橋

■事例報告　条例を制定しており、「手話を広める知事の会」「全国手話言語市区長会」の会員自治体でもある「山口県」と「伊勢市」より報告をいただき、その後、グループに分かれての意見交換を行いました。

■講義②　「手話言語について学ぶ　音声言語と手話言語の獲得と習得～言語計画(政策)の視点を加えて～」のテーマで青山学院大学名誉教授　本名信行氏から手話言語条例や手話言語法がどうして必要なのか、実行に移すには何が大事なのかという基本的観点からのお話しがありました。

人間は誰もがことばをもって生まれてくるものであり、かつては聞こえないから言語獲得ができないと思われてきたが、それは音声言語を獲得できないということであって、手話言語を第一言語として獲得すれば、聞こえない人も聞こえる人と同じように発達をすることができる、つまり失聴と言語能力は関係がないということです。言語獲得のためには言語環境を整えていくことが必要になりますが、手話言語の研究はまだ遅れている面があるので、言語政策としての介入が必要になってきます。そのために手話言語法の制定が必要である、と話されました。

青山学院大学
本名信之名誉教授